様式７号（第11条関係）

農業経営改善計画住所等変更届

　滋賀県知事　三日月　大造

申請者

　住 所

　氏 名

　法人名

　代表者名

年 月 日に（変更）認定された農業経営改善計画について、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更前 | | 変更後 | |
| 住所  連絡先 | 〒  TEL： | 住所  連絡先 | 〒  TEL： |
| 〈法人組織〉  （ふりがな）  代表者名 |  | 〈法人組織〉  （ふりがな）  代表者名 |  |
| 〈法人組織〉  所在地  連絡先 | 〒  TEL： | 〈法人組織〉  所在地  連絡先 | 〒  TEL： |

※該当するところのみご記入ください。

様式８号（第12条３項関係）

農業経営改善計画（変更）認定取消通知書

第　　 号

年 月 日

　　　様

滋賀県知事　三日月　大造　㊞

　年 月 日付けで（変更）認定した農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１３条第２項の規定に基づき、下記の理由により（変更）認定を取り消しましたので通知します。

記

１ 認定番号 　　　　　　　　　－　　 号

２ 認定日　　　　　　　　　　年　月　日

３ 認定の有効期間　　　　　　年　月　日まで

４ 認定取消日　　　　　　　　年　月　日

５ 取消理由

なお、この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求または行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）による処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求及び取消訴訟ができる期間は次のとおりです。

(1)行政不服審査法における審査請求ができる期間

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して３カ月または当該処分があった日の翌日から起算して１年を経過するまで。

(2) 行政事件訴訟法における処分の取消しの訴えの提訴ができる期間

原則として、当該処分があったことを知った日から６カ月または当該処分の日から１年を経過するまで。

様式９号（第13条関係）

農業経営改善計画取下げ届出書

　滋賀県知事　三日月　大造

申請者

住 所

氏 名

　〈法人の名称・代表者〉

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条第１項（第１３条第１項）の規定に基づき、 年 月 日に（変更）認定された農業経営改善計画について、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

１　農業経営改善計画を取り下げる認定農業者名

２　認定番号　　　　　 　　　　　　　　－ 　号

３　認定日　　　　　　　　　　　　　年　月　日

４　認定の有効期間　　　　　　　　　年　月　日まで

５　取下げの理由